

産婦健康診査費助成について



対象者	安芸太田町に住民登録されている方で、産婦健康診査を受けられた方
助成回数	1人につき2回
受診時期	1回目：おおむね出産後2週間前後 2回目：おおむね出産後1か月前後 【受診券使用期限：産後8週未満】
助成額	1回の受診につき5,000円を限度額とする。 (5,000円を超える金額については自己負担となります。)
産婦健診時 受診方法	補助券、結果票の太枠内と問診票（質問票～）を記入の上 母子健康手帳、別冊とともに医療機関等へお渡しください。
償還払いによる 費用助成	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none">委託医療機関等以外の医療機関で産婦健康診査を受診した方 (里帰り出産で県外にて受診した方など)全額自己負担により産婦健康診査を受診した方 <p>申請方法</p> <p>「産婦健康診査費助成金交付申請書」「請求書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none">産婦健康診査費助成金交付申請書、請求書医療機関等の発行する領収書印鑑、希望される金融機関の口座番号がわかるもの医療機関等がエジンバラ産後うつ病質問票の結果を記載した問診票の写し等本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等） <p>支払い方法</p> <p>希望される金融機関の口座へ振り込みます。</p>
お問い合わせ先	安芸太田町 健康福祉課 TEL (0826) 22-0196